

香川県がけ地近接危険住宅移転事業事務処理要領

がけ地近接危険住宅移転事業（以下「事業」という）の実施については、事業制度要綱（建設省住指発第357号）及び事業補助金交付要綱（建設省住発第356号）によるほか、この要領の定めるところによる。

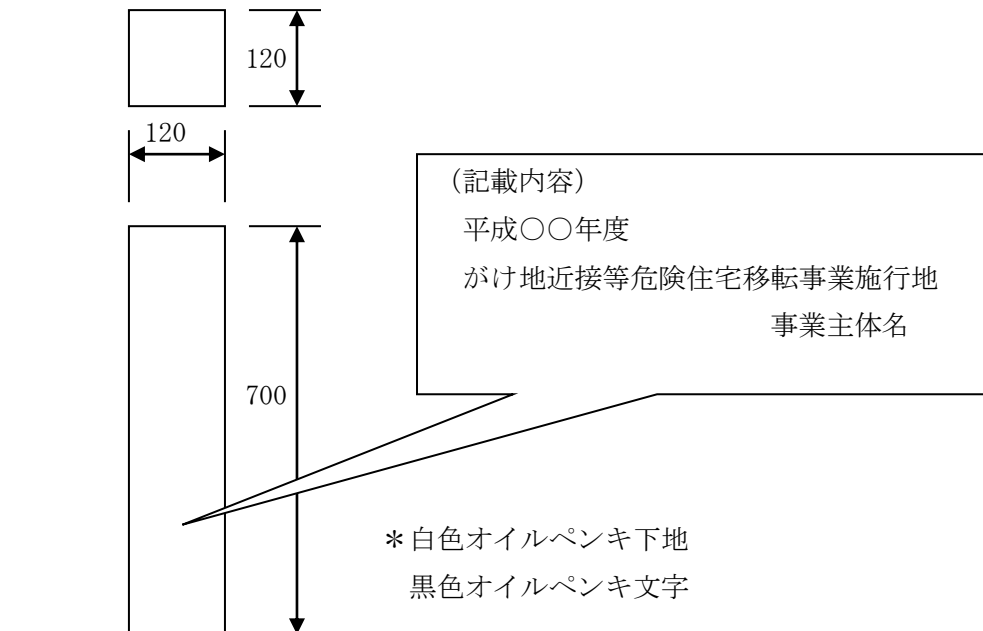
（他事業と競合する場合の採択基準）

本事業と他の防災事業等が競合する場合の採択基準は次に掲げるものとする。

- 1 本事業の施行予定地に近接して既に他の防災事業が施行されている場合で、本事業施行予定地の住民がなおかつ安全と認め難いとして入居者の申出があり、周囲の状況から判断して妥当と考えられるとき。
- 2 本事業施行予定地に他の防災事業が施行される場合で、本事業施行地の住宅がなおかつ安全と認め難いと判断され次の条件に適合するとき。
 - A 危険住宅移転事業後少なくとも1年以内は、宅地の安全を目的とした他の防災工事は行わない。
 - B 移転計画時より、後4年間は、宅地の安全を目的とした他の防災工事について施行実施の具体的計画がない。

（事業実施の表示）

本事業移転完了跡地には、下記に示す表示をしなければならない。



（事業実施跡地の利用の禁止）

本事業実施跡地は原則として宅地の使用を禁ずる。ただし、敷地を農耕等の目的に使用し、又は残存家屋を住宅以外の倉庫等に使用する場合はこの限りでない。

(建設地等の制限)

移転住宅の建設地、又は購入住宅の敷地の位置は香川県建築基準法施行条例第 4 条、第 29 条、第 30 条に規定する、がけ地附近の敷地並びに災害危険区域を除く安全な敷地でなければならない。

(他事業との競合でない旨の報告)

事業主体は他の防災事業と十分調整を図り、本事業補助金交付申請時に他事業との競合でない旨を報告しなければならない。この場合事業主体は必要に応じ連絡協議会等を設けることとする。

(住宅移転事業にかかわるがけ地の条件)

条例第 4 条にかかわる住宅移転事業のがけ地の条件は次に掲げるものとする。

1. 自然がけであること
2. 人口がけの場合は、がけ条例施行期日（S48. 1. 1）以前に工事され、住宅移転事業の適用が適当と認められるもの。

(建設等に要する資金の借入年度)

危険住宅に代る住宅の建設、又は購入（土地取得を含む）するための金融機関よりの借入年度は本事業の当該年度でなければならない。